

高知県立大学における公的研究費の使用に関する行動規範

令和3年4月1日制定

大学における学術研究は、社会からの信頼と負託によって支えられている。従って、公的研究費（※1）の不正使用は、その信頼と負託を大きく損なうものであり、公的研究費に係る助成制度そのものを阻害するなど、それを起こした者が所属する機関だけではなく、我が国全体の学術研究の発展の妨げにもなりかねない。

このことを踏まえ、高知県立大学法人高知県立大学（以下「本学」という。）は、学術研究の信頼性と公平性を担保し、学術研究業務に対する国民からのさらなる信頼を確保するため、次のとおり公的研究費の使用に関する行動規範を定める。教職員等（※2）は、これを誠実に実行しなければならない。

1. 教職員等は、公的研究費が大学の管理する公的な資金であることを認識し、適正かつ計画的・効率的に使用しなければならない。
2. 教職員等は、公的研究費の使用に当たり、関係する法令・通知、本学が定める規程・要項等及び当該補助金の使用ルールを順守するとともに、執行責任・説明責任を果たさなければならない。
3. 教職員等は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識の習得や、当該補助金の使用ルールや事務処理手続きの理解に努めなければならない。
4. 教職員等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 教職員等は、公的研究費の使用に当たり、取引業者との関係において、第三者からの疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 6.

※1：公的研究費とは、次の各号に定める資金をいう。

- (1) 国若しくは国が所管する独立行政法人等又は地方公共団体若しくはその外郭団体等から研究事業を目的として受入れをした公的資金
- (2) 共同研究又は教育研究事業の受託により受入れをした資金
- (3) 奨学寄付金のうち教育研究を目的として使用する資金
- (4) 民間企業又は財団からの研究助成金
- (5) 大学で配分される研究費及び研究旅費のうち、教育研究を目的として使用する資金
- (6) 前各号に掲げるもののほか、研究費と認められる資金

※2：教職員等とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 本学の教員及び一般職員
- (2) 大学又は高知県立大学法人と他の事業者との請負契約その他の契約等に基づき、大学における業務に従事する者
- (3) 他機関等に所属し、大学における業務の分担及び協力等を行う者
- (4) 前各号に掲げる者以外で大学業務に従事する者